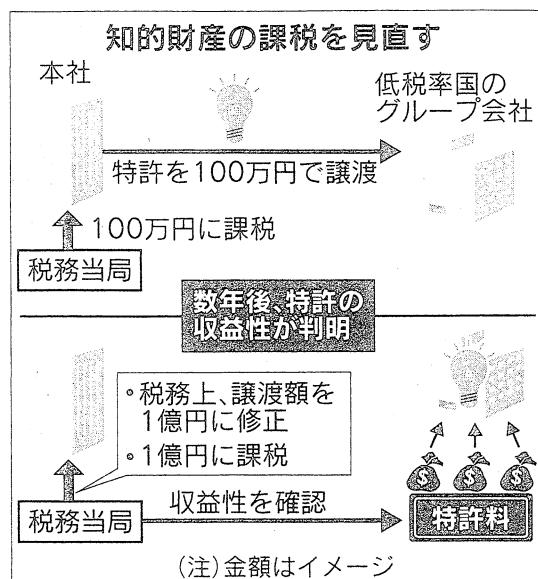


知財の税逃れ 許さず



多国籍企業が特許などの知的財産を税金の安い国に移して節税するのを防ぐため、日米欧などが加盟する経済協力開発機構（OECD）は新たな指針を大筋でまとめた。知的財産の収益性に見合った税金を開発地の国が事後的に徴収するしくみだ。取り締まりが難しかった知的財産の税逃れ対策がまとまり、OECDが2013年に作り始めた税逃れへの総合対策が仕上げの段階に入る。

低税率国に特許移転

収益に応じ追徴

たり、インターネット検索大手がノウハウを移したりするのが代表例だ。移転先のケイマン諸島やバミューダに特許管理会社を設け、そこで集中的に特許料を稼ぐ。企業には節税になるが、新薬やノウハウの開発地の国に税収が入らないことが問題視してきた。

9月に正式に指針を決め、加盟国は国内法の整備に取りかかる。日本は2017年にも関連法を見直す。20カ国・地域(G20)もOECDの指針を今年10月の財務相会議で承認する見通しだ。OECDに入っていない中国やインドなども指針に沿った国内法を整備することになりそうだ。

開発地の国が税収を確保できるようになる。移転価格は現在も知的財産の収益性に応じて付けることになつていて、が、基準が曖昧で開発途上の技術などは算定が難しかつた。企業側が「収益性は低い」と言えれば、税務当局も低く見積もろしかなかつた。製薬会社が開発間近の新薬を低税率国に移して節税するようなケースが目立つてい

指針では、低税率国（た。）のグループ会社が知的財産でどれだけ収益を上げたか税務当局が確認したあとで、移転価格を見直せることにした。それほど収益が出ないとみていた判断した場合、事後に課税額を上乗せできる。米独はこうした制度を入れている。米国は知的財産の移転から5年、ド

イツは10年まで価格を修正できる。米国は当初に見積もった移転価格と20%以上のズレが判明した場合だけ見直せる。日本政府は今後、修正できる期間や対象とする企業の規模といった詳細を検討する。

OECDではすでに国際的な電子商取引への課税の見直し策などをまとめ、知的財産に関する税逃れは残る論点だった。